

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

WASTE TODAY

2月号
2022

2022.2.24

発行者：株式会社リーテム



今月のテーマ

「アスベスト規制強化－元請業者の責務」

2021年4月から段階的に施行されている改正大気汚染防止法（大気汚染防止法の一部を改正する法律）によって、解体を伴う工事には規模の大小を問わず使用するすべての建材の事前調査や書面の現場備え付け等が義務付けられました。本年、2022年4月1日からは、一定規模以上の工事については都道府県と労働基準監督署へのシステム報告等、新たな履行義務が追加されます。



日本のアスベスト規制

石綿とも呼ばれるアスベストは人体に悪影響を及ぼす鉱物として、日本では2006年からアスベスト含有率が0.1%を超える製品の製造・輸入・使用が禁止され、2012年には一部の猶予措置が撤廃されて全面禁止となりました。世界保健機関（WHO）が公開した調査結果によると、2019年のアスベスト関連疾患による死亡者数は、1位 米国、2位 中国、3位 イギリスに続き、日本が4位で約16,000人です。アスベストは中皮腫、肺がん、石綿肺等の潜伏期間の長い病気を引き起こすことから、使用を止めてもその効果を確認できるのは数十年後なのだそうです。

出典：労働安全衛生センター連絡会議サイト2020.12.26

日本は大気汚染防止法、建築基準法、労働安全衛生法、廃棄物処理法等によって年々規制を強化してきました。2006年以前に建てられた建築物や工作物のアスベスト有無の早急な調査と、解体時の確実な除去が重要となります。



令和3-5年 改正大気汚染防止法の概要（元請業者の責務）

法改正により求められる内容は、環境省が公表している「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html に詳細な記載がありますが、大まかに整理すると次のとおりです。

元請業者の責務 その1 <解体・改修工事前の調査など>

区分	元請業者の責務	施行日
事前調査	事前調査方法を「図面または目視」から「 図面及び目視 」とすること	令和3.4.1
	工事発注者への書面説明に、 説明事項が追加された	
	作業実施期間や方法についての現場の掲示板は、大きさを A3以上 にすること	
	作業記録の作成、書面の現場備え付け、記録と説明書面の3年間保存	
	一定規模以上の解体・改修工事 について、石綿含有建材の有無を問わず、事前調査結果を工事開始前に 都道府県及び労働基準監督署へ報告	令和4.4.1
	事前調査は、 建築物石綿含有建材調査者講習修了者が行うこと ※資格を有した調査専門会社に委託することも可能	令和5.10.1

青字:施行済み オレンジ:今後施行



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F

TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

元請業者の責務 その2 <作業基準など>

区分	元請業者の責務	施行日
石綿含有建材の作業基準	従来のレベル1～2の建材に加えて、レベル3の作業基準を新設。 元請業者と下請負人のレベル1～3の作業基準の遵守の義務化	令和3.4.1
	レベル1～3の建材の作業計画の作成の義務化	
石綿含有建材の除去作業	除去作業結果の発注者への報告、作業記録の作成、記録と説明書面の3年間の保存を義務化	令和3.4.1 (※ 令和5.10.1)
	石綿作業主任者、または事前調査における一定の知見を有する者(※)による作業終了時の確認を義務化	
直接罰	レベル1またはレベル2に係る作業基準違反があった時の、直接罰の適用	令和3.4.1

青字:施行済み オレンジ:今後施行

建材の種類	レベル	内容
	レベル1	吹付け石綿
	レベル2	石綿含有の、保温材、断熱材、耐火被覆材
	レベル3	石綿含有の、仕上塗材、成形板等

事前調査結果の報告義務

上述の表にあるとおり、2022年4月1日以降に実施される一定規模以上の解体・改修工事においては、元請業者または自主施工者は、事前調査の結果を都道府県と、所轄の労働基準監督署に報告しなければなりません。報告対象の工事は下表のとおりです。

報告は「gBizID」(ジーBizID)に登録して「石綿事前調査結果報告システム」で行います。gBizIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムで、一度取得すると1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできます。

https://gbiz-id.go.jp/top/service_list/service_list.html

ただし電子システム使用が困難な場合は、所定の様式による書面報告で代行することも可能です。

報告義務のある工事	※石綿の有無によらず求められる
建築物	解体部分の延床面積が80㎡以上の解体工事または、請負金額が税込100万円以上の改修工事
工作物	請負金額が税込100万円以上の解体または改修工事
船舶	総トン数が20トン以上の鋼製船舶の解体または改修工事

編集後記

法改正前の2020年4月に実施された解体工事・リフォーム業界へのアンケート調査(解体工事会社193社対象)によると、当時は、法改正を知ってはいるものの「対策を検討中」もしくは「未だ着手していない」という回答が約6割でした。事前調査費用の負担など課題もあるのだろうと想像します。およそ2年経った現在、業界の対応は進んだのか、気になるところです。



コラムの更新やサービスに関するお役立ち情報をお知らせするメールマガジン(月1回程度)を発信しています。配信希望の方は以下の「お問い合わせ」をクリック! 項目から「メールマガジン配信希望」を選んでください。<https://www.re-tem.com/contact/>



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7F
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>